

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」における重要事項説明書
 <令和6年12月16日現在>

【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて】

ご利用者が、介護予防サービス等を適切に利用できるような心身の状況や置かれている環境等に配慮し、自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供できるよう必要な援助を行います（介護保険法第115条の22及び第115条の45）。

具体的な事業の内容として、「赤磐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（赤磐市条例第18号）により、介護予防ケアプラン又は介護予防サービス計画書を作成し、その計画書に基づき、必要なサービスが提供できるよう関係機関と連絡調整などをさせていただきます。

1 当事業所の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの特徴等

(1) 目的と運営方針

介護保険の理念に基づき、可能な限り居宅において自立した生活が送れるよう、ご利用者の意思や人格を尊重し、その時の状態や状況に応じた最適なサービスを公正・中立に提供することを最優先に考え、支援します。

(2) 事業者及び事業所の概要

事業者名	社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会
所在地	岡山県赤磐市河本778番地1
代表者役職・氏名	会長 山田 秀士
事業所名	赤磐市地域包括支援センター
所在地	岡山県赤磐市下市344番地
電話番号	086-955-1470
管理者氏名	松本 あかね
介護予防支援事業所指定番号	第3302200039号

(3) 事業所の職員体制

地域包括支援センターの職員の員数は、赤磐市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年赤磐市条例第16号）第3条第1項及び第2項により、管理者、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者等を各1名以上配置しています。

(4) 担当者

事業所は、介護予防サービス・支援計画作成担当者を決めています。
 今後、医療機関へ入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該医療機関へお伝えください。

なお、担当者が交替する際には利用者のサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
 また、ご利用者からの担当者交替の申し出も受付けますので、その際には交替を希望する理由を明らかにして担当者の交替をお申し出ください。

(5) 委託

業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、同所に勤務する介護支援専門員を、介護予防サービス・支援計画作成担当者として任命することがあります。

(6) 営業時間

平日	午前8時30分から午後5時15分まで
----	--------------------

※土・日・祝日及び12月29日から1月3日までは、休業します。

2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容等について

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用手順

- ① 重要事項説明書及び契約書の説明：重要事項の説明を行い、契約を締結します。介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市へ届け出ます。
- ② アセスメント実施：利用者宅を訪問し、アセスメントを行います。
- ③ 介護予防サービス・支援計画書（以下「支援計画書」という。）原案の作成：アセスメント結果を基に、公正・中立の立場から複数の事業所を紹介し、支援計画書の原案を作成します。なお、ご利用者は複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることや支援計画書原案に位置づけたサービス提供事業者の選定理由の説明を求めることができます。また、医療系サービスの利用などを希望する場合、利用者の同意を得て医師などの意見を求めます。
- ④ サービス担当者会議の開催：利用者や家族、サービス担当者等からなる会議を開催し、生活上の課題、介護予防に関する目標、支援の方針、具体的なサービス内容等を話し合います。ただし、ケアマネジメント類型によっては、サービス担当者会議を行わない場合があります。
- ⑤ 支援計画書原案の説明と同意：計画の内容や事業所選定理由について説明を行うと共に、文書による同意をお願いします。
- ⑥ 支援計画書の交付：ご利用者及びサービスの担当者に交付をします。なお、医療系サービスの利用をする際には、意見を求めた医師などにも交付をします。
- ⑦ モニタリング：支援計画書作成後、計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じて計画を変更し、サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を提供し、訪問や電話、テレビ電話装置等を活用し、ご利用者と面接します。また、事業所等から口腔・栄養状態、服薬状況などの情報提供があった際には、主治医などへ情報提供を行います。
- ⑧ 給付管理：支給限度額の管理に必要な介護予防サービスの利用実績を確認します。
- ⑨ 評価：計画の終了する月には、目標の達成状況について評価を行います。その他、ご利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請等に必要な援助、ご利用者が要介護1以上に認定された場合の居宅介護支援事業所への紹介、その他の便宜の提供を行います。

(2) 被保険者証の確認について

要介護状態区分、認定の有効期間などの確認が必要な場合に、被保険者証のご提示をお願いしています。また、記載事項の変更があった場合には、速やかに当事業所へお知らせください。

3 通常の事業の実施地域

事業所の通常の事業の実施地域は、赤磐市内とします。ただし、利用者が近隣市町村に一時的に居住する場合等、双方協議の上事業を実施し、又は他の介護予防支援事業所の紹介等を行います。

4 利用料その他費用の額

(1) 利用料

ご利用者の利用料は、介護保険法第58条の第2項の規定に基づく指定介護予防支援に要する費用の額の算定基準及び介護保険法施行規則第140条の63の2の第1項第1号の基準のとおりです。
 現在の利用料は別紙1に示したとおりです。

(2) 利用者負担

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則としてご利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、利用料を全額お支払い頂きます。この場合、当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、市役所の介護保険課に提出しますと全額払い戻しを受けられます（一定期間以上の滞納がある場合は、この限りではありません）。

なお、通常の事業の実施地域外の方とやむを得ない事情で契約する場合、そこまでの訪問、出張に係る交通費（実費）の負担が必要となります。

(3) 解約料

解約料は頂きません。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、赤磐市等へ必要な連絡をします。

主治医	医療機関名		主治医	
	所在地			
	連絡先			
ご親族	氏名		(続柄：)	
	住所			
	連絡先	(自宅)	(携帯)	

6 事故発生時の対応と損害賠償

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、市町村等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合に対応するため、賠償責任保険に加入しておりますが、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合は、ご利用者のおかれた心身の状況を考慮し、相当と認められる時に限り事業所が損害賠償責任を負うか、減ずる場合もあります。

7 虐待の防止

ご利用者の人権擁護・虐待等の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。また、事業所は、サービス提供中等に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村等に通報し、虐待の再発防止に努めます。

- (1) 虐待を防止するための職員への研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（虐待の防止に関する担当者の選任を含む）

8 身体的拘束等の原則禁止

ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。なお、身体的拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録します。

9 ハラスメント対策

当事業所は、ご利用者が当事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、早期に業務再開できるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

11 感染症の予防及びまん延の防止

当事業所において、感染症が発症し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

12 秘密保持

当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者、又はそのご家族に関する秘密・個人情報について在職中はもとより、退職した後も正当な理由がなく第三者に漏らしません。ただし、あらかじめ文書によりご利用者及びそのご家族の同意を得た場合には、ご利用者にサービス提供事業者との連絡調整等、その他必要な範囲内で同意した方の個人情報を用いることができるものとします。

13 個人情報の開示請求について

ご利用者の所属市町村に対して介護認定審査会における判定結果の意見及び主治医意見書の写しについて、また前担当の居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所などに対して、今まで行って来たサービス提供情報等について必要に応じて開示請求し、より適切な支援計画書作成に努めていきます。

14 その他運営に関する重要事項

職員の資質向上を図るため、研修の参加受講の機会を設け、業務体制の整備に努めていきます。

15 サービス内容に関するご相談・苦情の受付

当事業所の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び支援計画書に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

(1) 事業所の苦情受付

赤磐市地域包括支援センター	所在地	岡山県赤磐市下市344番地
	電話番号	(086)955-1470
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

(2) その他苦情受付機関

赤磐市保健福祉部 介護保険課	所在地	岡山県赤磐市下市344番地
	電話番号	(086)955-1116
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
岡山県国民健康保険団体連合会 (介護予防支援に関する苦情のみの対応です)	所在地	岡山県岡山市北区桑田町17-5
	電話番号	(086)223-8811
	受付時間	午前9時から午後5時まで

令和 年 月 日

説明確認の証として本書2通を作成し、説明者、利用者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

赤磐市地域包括支援センター
説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、書かれた内容を了承し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意します。

利用者 住所
氏名 印
(代理人) 住所
氏名 印

(続柄)